

救本第 100008 号
2011 年 3 月 31 日

財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石野富志三郎 様
一般社団法人全国手話通訳問題研究会
会長 市川恵美子 様
一般社団法人日本手話通訳士協会
会長 小椋英子 様

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部
事務総括 久松三二

東日本大震災における
「情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳等の派遣」について

標記の件、厚生労働省においては、避難所等における聴覚障害者への情報・コミュニケーション保障への取り組みとして、3月30日付にて各都道府県・指定都市・中核都市の障害保健福祉部宛に、別紙のように文書を発出いたしました。文書をお読みいただくとお分かりのように、厚生労働省は各都道府県等に対し手話通訳者等の派遣を要請するとともに、下記要領にて4月5日（火）までに派遣できる手話通訳者等の登録を依頼しています。

この文書の発出は、「救援中央本部」が厚生労働省に働きかけ実現しました。現在、「救援中央本部」では被災地である宮城県への手話通訳者の派遣に取り組んでいますが、手話通訳者等の派遣はボランティアではなく、「有資格者による公的派遣」との考えから、厚生労働省に対し各都道府県・市町村の設置手話通訳者等を公費で派遣するよう求めたものです。

貴団体におかれましては加盟団体・支部に対し、早急に、厚生労働省の文書を持って、各都道府県・政令指定都市・中核都市に「派遣職員登録票」提出を働きかけるよう、ご連絡下さいますようお願い致します。

なお、各自治体から提出された「職員派遣登録票」は厚生労働省でまずとり

まとめ、その後「救援中央本部」に引き継がれます。

「救援中央本部」では、厚生労働省から提供された「職員派遣登録票」をもとに調整し、現地に派遣いたします。

なお、自治体から提出された「職員派遣登録票」が届くまでの間、地域の加盟団体や支部、事業所等へ直接依頼をする場合がありますので、ご了承くださいますようお願い致します。

記

《派遣職員の登録について（概要）》

派遣期間：2011年4月1日～5月13日の間の派遣可能期間

派遣場所：被災地の要請による

派遣者：自治体・聴覚障害者情報提供施設・社会福祉協議会の職員で手話通訳者（手話奉仕員は含まず）・ろうあ者相談員・要約筆記者等

提出締切日：2011年4月5日（火）

各自治体が厚生労働省に提出

【添付文書】

厚生労働省（2011年3月30日付）

「視聴覚障害者等への避難所における情報・コミュニケーション支援に関する手話通訳者等の派遣について」

《参考》

総務省（2011年3月22日付）

「東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」

【連絡先】

（財）全日本ろうあ連盟気付

東日本大震災聴覚障害者救援中央本部
162-0801 新宿区山吹町 130SK ビル 8階
Tel03-3268-8847・Fax03-3267-3445

以 上